

報第13号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成20年10月14日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成20年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

	<p>相手方</p>		
--	------------	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

事 件 の 種 類	住民訴訟に係る弁護士報酬の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）による改正前の地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき住民訴訟を提起し、一部勝訴したため、同条第7項の規定により、本市に対し、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当額としての193,539,907円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。これに対し、本市は、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当額は、1,903,650円を上回らないと主張した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、30,000,000円及び遅延損害金の支払を命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、本市に対し1,903,650円及びその部分に係る遅延損害金を超える額の支払を命じた部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。